

広島大学学術情報リポジトリ
Hiroshima University Institutional Repository

Title	新出土韋應物墓誌
Author(s)	山田, 和大
Citation	中國中世文學研究 , 54 : 74 - 94
Issue Date	2008-09-29
DOI	
Self DOI	
URL	https://ir.lib.hiroshima-u.ac.jp/00051405
Right	
Relation	



新出土韋応物墓誌

山田和大

はじめに

二〇〇七年十一月四日付『文匯報』に、陳尚君氏の「韦

応物一家墓志的学术价值」、馬驥氏の「新发现的唐韦应物
夫妇及子韦庆复夫妇墓志简考」^{〔1〕}という二編の文章が発表
された。北京語言大学留学中に、これを目にし、西安碑
林博物館の馬驥氏と連絡をとつたところ、墓誌および墓
誌蓋閲覧の便を図つていただけたこととなつた。二〇〇
八年二月二十四日から二十六日の三日間、西安碑林博物
館に行き、墓誌の実物と拓本を見せていただいた。馬驥
氏のご厚意により、その場で、韋応物と韋応物夫人の墓
誌については、拓本のコピーをいただき、その数日後、
全ての墓誌と墓誌蓋の拓本の写真データを頂戴すること
ができた。以下、先に挙げた二篇の文章と、馬驥氏のお
話を元に、韋応物一家の墓誌について紹介をしたい。

一 墓誌について

一家の墓誌は、二〇〇七年上半期に西安市長安区韋曲
鎮にて発見された。墓誌四つ、墓誌蓋四つの計八つである。^{〔2〕}

それぞれの制作年、撰者、字体、行数、一行当たりの満
行字数、材質、大きさ、墓誌蓋の文字、図案については
以下の通りである。

韋応物墓誌：貞元十二（七九六）年、丘丹撰、楷書、
三十行、満行三十字、青石質、 46×46 cm。墓誌蓋に
は、「大唐京／兆韋府／君之墓」という字が三行にわ
たつて書かれている。篆字。四辺は斜めにカットさ
れており、花模様があしらわれている。

元蘋墓誌：大曆十一（七七六）年、韋応物撰ならびに
書、楷書、二十七行、満行二十七字、青石質、 $42 \times$
 55 cm。墓誌蓋には、「大唐故／元夫人／墓誌銘」とい
う字が三行にわたって書かれている。楷書。字画の
構造、運筆を墓誌の本文と対照させると、韋応物の
手によつて書かれた字であろうと思われる。四辺は
斜めにカットされており、牡丹の模様がある。

韋慶復墓誌：元和四（八〇九）年、楊敬之撰、楷書、
二十七行、満行二十七字、青石質、 45×46 cm。墓誌
蓋には、「大唐故／韋府君／墓誌銘」という字が三行

にわたって書かれている。楷書。四辺は斜めにカツトされており、雲の模様があしらわれている。
裴棣墓誌・会昌六（八四六）年、韋退之撰、楷書、二
十五行、満行二十五字、青石質、45×45 cm。墓誌蓋
には、「唐韋府／君夫人／裴氏誌」と三行にわたって
書かれている。楷書。四辺は斜めにカットされてお
り、四神の模様がある。

現在、これらは全て西安碑林博物館の所蔵となつていて
る。韋応物およびその妻元蘋の墓誌は国家一級文物に指
定されている。

二 墓誌の内容

本稿では、韋応物墓誌の内容を紹介する。翻字に際して、二〇〇七年十一月四日の『文匯報』所載の馬驥氏による翻字本文を参照した。なお、本稿で韋応物詩を引用する場合、孫望編著『韋応物詩繫年校箋』（中華書局、二〇〇二年三月）を底本とし、『繁年』と略称する。

意之子、別封豕韋氏。漢初有韋孟者。孫賢爲鄒魯大儒。累遷代蔡義爲丞相。子玄成、學習父業。又代于定國爲丞相。奕世繼位、家于杜陵。后十七代至逍遙公覓、枕迹丘園。周明帝屢降玄纁之禮、竟不能屈、以全黃綺之志。公弟鄭公孝寬、名著周隋、爵位崇顯、備于國史。逍遙公有子六人、俱爲尚書。五子世冲、民部尚書·義豐公。則君之五代祖。皇刑部尚書兼御史大夫·黃門侍郎·扶陽公、君之高祖。皇尚書左僕射·同中書門下三品待價、「君」之曾祖。皇梁州都督令儀、君之烈祖。皇宣州司法參軍鑾、君之烈考。

君司法之第三子也。門承台鼎、天資貞粹。丱角之年、已有不易之操。以蔭補右千牛、改羽林倉曹、授高陵尉。廷評·洛陽丞·河南兵曹·京兆功曹。朝廷以京畿爲四方政本、精選令長、除鄠縣·櫟陽二縣令、遷比部郎。詔以滁人凋殘、領滁州刺史。負戴如歸、加朝散大夫。尋遷江州刺史、如滁上之政。時使有從權之斂。君以調非明詔、悉無所供。因有是非之訟、有司詳按。聖上以州疏端切、優詔賜封扶風縣開國男。食邑三百戶。徵拜左司郎中、總轄六官、循舉戴魏之法。尋領蘇州刺史。下車周星、豪猾屏息。方欲陟明、遇疾終于官舍。

池雁隨喪、州人罷市。素車一乘、旋于逍遙故園。茅宇竹亭、用設靈几。歷官一十三政、三領大藩。儉德如此。豈不謂貴而能貧者矣。所著詩賦、議論、銘頌、記序、凡六百餘篇行于當時。以貞元七年十一月八日窆於少陵原。

〔本文〕

君諱應物、字義博、京兆杜陵人也。其先高陽之孫、昌

夫人河南元氏、父挹、吏部員外郎。嘉姻柔則、君子是宜。先君即世、以龜筮不協、未從合祔。以十二年十一月廿七日、嗣子慶復啓舉有時、方遂從夫人之禮。長女適大理評事楊凌。次女未笄、因父之喪、同月而逝。嗚呼、可謂孝矣。

余、吳士也。嘗忝州牧之舊、又辱詩人之目。登臨酬和、動盈卷軸。公詩原於曹劉、參於鮑謝、加以變態。意凌丹霄、忽造佳境、別開戶牖。惜夫、位未崇、年不永、而歿乎泉局。哀哉。堂弟端、河南府功曹、以□孝承家。堂弟武、絳州刺史、以文學從政。慶復克荷遺訓、詞賦已工。鄉舉秀才、策居甲乙。泣血請銘。式昭幽壤。銘曰、昌意本裔、豕韋別封。爰歷殷周、實建勳庸。漢曰孟賢、時致熙雍。洎乎逍遙、獨高其尚。六子八座、五宗四相。流慶左司、帝目貞亮。作牧江水、政惟龔黃。綱轄南宮、復舉舊章。文變大雅、節貢秋霜。嗚呼彼蒼、殲我良牧。禁掖方拜、寢門遄哭。見託篆銘、永志陵谷。

〔訓読〕

君諱は応物、字は義博、京兆杜陵の人なり。其の先是高陽の孫、昌意の子、別に豕韋氏に封ぜらる。漢初に韋孟なる者有り。孫の賢鄒魯の大儒たり。累遷して蔡義代はりて丞相と為る。子の玄成、父の業を學習し、又于定國に代はりて丞相と為る。奕世位を繼ぎ、杜陵に家す。后十七代逍遙公會に至り、迹を丘園に枕す。周の明帝屢しば玄纁の礼を降すも、竟に屈する能はず、以て黃綺の志を全うす。公の弟郎公孝寬、名は周隋に著れ、爵位

崇顯にして、国史に備へらる。逍遙公子六人有り、俱に尚書たり。五子世冲、民部尚書・義豐公たり。則ち君の五代の祖なり。皇刑部尚書兼御史大夫・黃門侍郎・扶陽公は、君の高祖なり。皇尚書左僕射・同中書門下三品待価は、「君」の曾祖なり。皇梁州都督令儀は、君の烈祖なり。皇宣州司法參軍鑾は、君の烈考なり。

君司法の第三子なり。門は台鼎を承け、天資貞粹たり。卯角の年、已に不易の操有り。蔭を以て右千牛に補せられ、□羽林倉曹に改められ、高陵尉・廷評・洛陽丞・河南兵曹・京兆功曹を授けらる。朝廷京畿を以て四方の政本と為し、令長を精選するに、鄆縣・櫟陽の二県令に除せられ、比部郎に遷る。詔あり滁人の凋殘たるを以て、滁州刺史を領す。負戴すること帰するがごとく、朝散大夫を加へらる。尋いで江州刺史に遷り、滁上の政のごとくす。時に□使・從權の斂有り。君調の明詔に非ざるを以て、悉く供せしむる所無し。因りて是非の訟有り、有司詳かに按す。聖上州疏の端切なるを以て、優詔して扶風県開国男に賜封す。食邑三百戸なり。徵されて左司郎中に拜せられ、六官を總轄し、戴魏の法に循挙す。尋いで蘇州刺史を領す。下車してより周星、豪猾屏息す。方に明なるを陟らしめんと欲するに、疾に遇ひて官舍に終はる。

池雁喪に隨ひ、州人市を罷む。素車一乘、逍遙の故園を旋る。茅宇竹亭、用て靈几を設く。官一十三政を歴、三たび大藩を領す。儉徳此くのごとし。豈に貴にして能

く貧する者と謂はざらんや。著す所の詩賦・議論・銘頌・記序、凡そ六百余篇、當時に行はる。貞元七年十一月八日を以て少陵の原に窓らる。礼なり。

夫人河南の元氏、父は挹、吏部員外郎たり。嘉姻柔

則にして、君子に是れ宜し。先君世に即くに、龜筮協はざるを以て、未だ從りて合祔せず。十二年十一月廿七日を以て、嗣子慶復時有りと啓舉し、方めて遂に夫人の礼に從ふ。長女大理評事楊凌に適ぐ。次女未だ笄せざるに、父の喪に因りて、月を同じくして逝く。嗚呼、孝と謂ふべし。

余は、吳の士なり。嘗て州牧の旧を忝くし、又詩人の目を辱む。登臨酬和するに、動に巻軸を盈たす。公の詩曹劉を原とし、鮑謝に參はり、加ふるに変態を以てす。意は丹霄を凌ぎ、忽ち佳境に造り、別に戸牖を開く。惜しいかな、位未だ崇からず、年永からずして、泉局に歿す。哀しきかな。堂弟端は、河南府功曹にして、□孝を以て家を承く。堂弟武は、絳州刺史にして、文学を以て政に從ふ。慶復は荷を遺訓に克くし、詞賦已に工なり。鄉に秀才に挙げられ、甲乙に策居す。泣血して銘を請ひ、式て幽壤を昭らさんとす。銘曰く、

昌意の本裔、豕韋別に封ぜらる。爰に殷周を歴、實に勲庸を建つ。漢に孟賢と曰ひ、時に熙雍を致す。逍遙に泊び、独り高くして其れ尚し。六子八座にして、五宗四相なり。慶を左司に流し、帝は貞亮と目す。牧を江水に作し、政は惟れ翼黄のごとし。南宮を綱轄するに、復た旧

章を擧ぐ。文は大雅を変じ、節は秋霜を貫く。嗚呼、彼の蒼、我が良牧を礪す。禁掖に方に拝し、寢門に過哭す。篆銘を託され、永く陵谷に志す。

【語注】

○尚書左司郎中 尚書左司の主官。尚書左司は、吏部、

戸部、礼部を管理した。

○蘇州刺史

蘇州（現在の江蘇省蘇州市一帯）の長官。

○京兆

現在の陝西省西安市一帯。

○守尚書祠部員外郎 尚書祠部の副官。祭祀などを掌る。

「守」は、低位の者が高位の職務を担うこと。

○騎都尉 高級軍官。唐代では、功績あつたものに与える官

職。○紺魚袋 紺色の衣と魚符袋。五品以上の官吏が魚符袋をつけた。

韓愈の「董公行狀」（『全唐文』卷五百六十七）に「入翰林爲學士、三年出入左右。天子以爲謹愿、賜紺魚袋。」（翰林に入りて学士と為り、三年 左右に入す。天子 以て謹愿と為し、紺魚袋を賜ふ。）とある。

○吳興

現在の浙江省湖州市の南。

○丘丹

生没年不詳。

蘇州嘉興（現在の浙江省嘉興市）の人。貞元の初めに杭

州の臨平山に帰隠した。韋應物とは詩の贈答を多くした。

『韋蘇州集』には彼にあてた詩として、「秋夜寄丘二十二員外」、「贈丘員外二首」、「送丘員外還山」、「重送丘二還臨平山居」、「復理西齋寄丘員外」、「送丘員外帰山居」（いずれも『繁年』卷九）の計六題七首が見える。そのうち、前四題については丘丹の酬答詩も收められている。

また、「聽江笛、送陸侍御」（『繁年』卷九）の題下注に「同丘員外賦題」（丘員外の題を賦するに同じくす。）

とあり、丘丹の詩も合わせて収録している。○杜陵 京兆府杜陵。現在の陝西省西安市の東南。韋応物の故郷。
○高陽 高陽氏。顓頊。黄帝の孫。高陽（現在の河南省高陽県）に国を作ったので、高陽氏と呼ばれる。『史記』五帝本紀に記事がある。○昌意 黄帝の第二子。蜀山氏の娘、昌僕をめとり、顓頊が生まれた。○豕韋氏 古部落の名。現在の河南省滑県。○韋孟 生没年不詳。楚の元王の太子の世話役として仕えた。元王の孫王戊が道に従わない人物だったので、詩を作つて諫めた。『漢書』卷七十三「韋賢傳」に名が見える。○孫賢 韋賢。前一四七（前六六）。魯国鄒（現在の山東省鄒城市）の人。韋孟の五代後の子孫。欲が無く、学業に熱心であつた。『礼記』、『尚書』、『詩』を教授し、鄒魯の大儒と呼ばれた。本始三（前七一）年に宰相となつた。『史記』卷九十六、『漢書』卷七十三に伝がある。○鄒魯 現在の山東省曲阜市、鄒城市一帯。西周の時、鄒、魯の二国に属していた地域。

○蔡義 ?（前七一）。河南府溫県（現在の河南省溫県）の人。経書に通じており、初めは霍光の幕下に給仕として仕えた。のち、元平元（前七四）年に楊敞に代わって宰相となり、陽平侯に封ぜられた。『史記』卷二十に名が見える。○丞相 宰相。前漢の三公の一つ。○玄成 韋玄成。?（前三六）。『詩』や『論語』に明るく、于定国の後を継いで丞相となつた。この時、扶陽侯に封ぜられた。『史記』卷九十六に伝がある。○于定國 ?（前四一）。字は曼倩。東海郡県（現在の山東省鄒城市）の人。幼い

頃、父に法律を学び、父の死後、あとを継いで獄吏・郡決曹となつた。高い才能があるのを認められて、侍御史となつた。のち、甘露三（前五一）年に、黄霸に代わって丞相となり、西平侯に封ぜられた。『史記』卷二十に名が見え、『漢書』卷七十一に伝がある。○奕世繼位 代々、位を受け継ぐ。「奕世」は、代々。『國語』周語上に「奕世載德、不忝前人。」（奕世、徳を載し、前人を忝しません。）とある。○逍遙公龐 韋夐。五〇二～五七八。字は敬遠。二十歳頃、雍州中從事として召されたが、好むところでなかつたので、病と称して辞職した。その後、何度も皇帝から使者を送られるが、出仕の話には全く応じなかつた。一度、明帝の招待に応じ、参内したことときつかけに、逍遙公という号を賜つた。『周書』卷三十一に伝がある。○枕迹 「沈迹」と思われる。「沈迹」は、ある土地に身を隠す。陸機の「漢高祖功臣頌」（『文選』卷四十七）に「沈跡中郷、飛名帝錄。」（跡を中郷に沈め、名を帝錄に飛ばす。）とある。（ここでは、出仕せずに隠居していたことだと考えられる。○丘園 隠遁の地。『晋書』卷四十六「李重伝」に「古之厲行高尚之士、或棲身巖穴、或隱跡丘園、或克己復禮、或耄期稱道。」（古の厲行高尚の士は、或いは身を巖穴に棲まはせ、或いは跡を丘園に隠し、或いは己に克ち礼に復り、或いは耄期に道に称す。）とある。○周明帝 宇文毓。在位五五七～五六〇。北周の文帝・宇文泰の長子。天王元（五五七）年に、閔帝が宇文護に殺されたとき、天王に立てられたが、護に政権を奪

断された。明帝三（五五九）年正月に親政を初め、国号を武成とした。武成二（五六〇）年、食中毒により崩御した。『周書』卷四に伝がある。○**玄纁之禮** 黒色の布を送り、賢者を迎える礼。『後漢書』卷二十五「卓茂伝」に、「後王莽秉權、休去官歸家。及莽篡位、遣使齎玄纁・束帛、請爲國師。」（後王莽、權を秉るや、官を休去して家に帰る。莽の位を篡ふに及び、使を遣はし玄纁・束帛を齎し、請ひて国師と為さんとす。）とある。○**黃綺** 黃公、綺里季。四皓のうちの二人。秦末の混乱を避けて、商山に隠遁した。陶淵明の「桃花源詩」（『陶淵明集』卷六）に、「黃綺之商山、伊人亦云逝。」（黄綺、商山に之き、伊の人も亦云に逝く。）とある。○**鄖公** 韋叔裕。五〇八年五七九。字は孝寬。経書、史書に広く通じていた。周の大司徒、尚書令。雍州刺史、徐州総管などを歴任し、辺境の地において、多くの外敵と戦つた。『周書』卷三十に伝がある。○**名著周隨** 原文は「名者周隨」に作る。原文通りで解釈すると、「韋孝寬の名は周隨である」となり、「周書」の記載などと矛盾が生ずる。また、国号を名に付けるとは考えられない。ここでは、馬驥氏の翻字に従う。○**備于國史** 国の歴史に記されている。具体的には、『周書』に伝があることなどを指す。○**尚書** 六部各部の長官。正三品。○**世沖** 韋冲。生没年不詳。世冲は字。汾州刺史や營州総管などを歴任した。史書の記載によると、「義豐公」ではなく、「義豐侯」に封ぜられている。仁寿年間（六〇一～六〇四）に、隋・文帝が豫章王

暕に沖の娘を嫁がせ、そのときに韋冲は民部尚書となつた。『隋書』卷四十七に伝がある。○**民部尚書** 隋の六部の一つ。土地、戸籍、賦税、財政を担当した。唐代になると、戸部と改称された。○**皇** 現王朝、ここでは唐王朝の官であることを示す。○**刑部尚書** 六部の一つ。法律、裁判などを掌つた。○**御史大夫** 国家文章の保存、大臣の奏上文の処理、地方刺史の監督、百官の彈劾などを担当した。○**黃門侍郎** 門下省の官吏。宮中の事を取り仕切つた。○**扶陽公** 韋挺。五九〇～六四七。史書によれば、貞觀（六一七～六四九）の初め、御史大夫を挙命し、扶陽県「男爵」として封ぜられる。のち、韋懷質に彈劾され、太宗の怒りを買ひ、位を廢されて洛陽の平民となつた。『旧唐書』卷七十七、『新唐書』卷九十八に伝がある。なお、前後の文との対照を考えると、この後に「挺」字を補うべきであろうが、今は原文のままにしておく。○**尚書左僕射** 尚書省の副職。法律の執行を掌つた。○**同中書門下** 唐代、宰相と軍衛を兼ねた職。○**待價** ？～六八七。蘭州刺史、涼州都督司馬などを歴任した。垂拱三（六八七）年に扶陽郡公として封ぜられた。その後、吐蕃との戦に破れたことにより、除名された上、繡州（現在の広西省桂平市一帯）に流されて、その地で没した。『旧唐書』卷七十七、『新唐書』卷九十八に伝がある。○**君** 原文には「君」字が無い。この字が無ければ、家系に矛盾が生ずるし、また前後の文章の対から考えると、補うべきであろう。ここでは、馬驥氏の

補入に従う。○**梁州都督** 梁州（現在の河南省商邱市一帯）の軍事担当官。○**令儀** 生没年不詳。『元和姓纂』卷二「韋」氏によると、司門郎中、梁州都督になつたとある。○**烈祖** 輝かしい功績のある先祖。『尚書』商書「伊訓」に「伊尹乃明言烈祖之成德以訓于王。」（伊尹乃烈祖の成徳を明言し、以て王に訓む。）とある。ここでは、祖父の韋令儀を言う。○**宣州司法參軍** 宣州（現在の安徽省宣州市一帯）の佐吏。律令、罪の裁定などを掌つた。○**鑾** 生没年不詳。『唐朝名画錄』によると、少監になつたとある。○**烈考** 亡くなつた父。『毛詩』周頌「雖」に「既右烈考、亦右文母。」（既に烈考に右けられ、亦文母に右けらる。）とある。○**台鼎** 古く三公を台鼎と称した。『後漢書』卷五十六「陳球伝」に「公出自宗室、位登台鼎、天下瞻望。」（公宗室より出で、位台鼎に登り、天下瞻望す。）とある。○**貞粹** ゆがみが無く、混じりけがない。陸雲の「寒蟬賦」（『芸文類聚』卷九十七「蟬」部）に「稟乾元之清靈、體貞粹之淑質。」（乾元の清靈なるを稟け、貞粹の淑質なるを体す。）とある。○**兜角** 幼児の髪型。あげまき。『毛詩』齊風「甫田」に「婉兮巠兮、總角丱兮。」（婉たり巠たり、總角丱たり。）とあり、毛伝に「婉巠、少好貌。總角、聚兩髦。丱、幼稚也。」（婉巠は、少く好き貌なり。總角は、両髦を聚むるものなり。丱は、幼稚なり。）とある。なお、「角」字は、原文「⁺彫」。○**不易之操** 変わることのない性質、行動。江淹の「詣建平王上書」（『文選』卷三十九）に「士有一

定之論、女有不易之行。」（士に一定の論有り、女に不易の行有り。）とある。○**右千牛** 右千牛備身。千牛刀と呼ばれる刀を持ち、皇帝の側に控えた近衛官。○**羽林倉曹** 禁衛軍の穀物倉庫を管理する官。○**高陵尉** 高陵県（現在の陝西省高陵県）の兵や刑に関する事を担当する官。○**廷評** 廷尉評の简称。投獄などに関する評定を掌つた。唐代になると、「大理評事」と改められる。○**洛陽丞** 洛陽縣（現在の河南省洛陽市）の副長官。○**河南兵曹** 河南府（現在の河南省洛陽市一帯）の兵曹。兵に関わることを掌る。○**京兆功曹** 京兆府（現在の陝西省西安市一帯）の功曹。功績をもとに、役人の任用について考える官。○**鄆縣** 現在の陝西省戸県。○**樸陽** 現在の陝西省富平県の南。○**比部郎** 官吏の俸禄や官舎のことなどを担当した官。○**凋殘** 落ちぶれていく。盛んでなくなる。劉琨の「答盧諶書」（『芸文類聚』卷二十六「言志」部）に「國破家亡、親友凋殘。」（国は破れ家は亡び、親友は凋残たり。）とある。○**滁州刺史** 滁州（現在の安徽省滁州市一帯）の長官。○**負戴** 妻子を連れていく。沈約の「齊故安陸昭王碑文」（『文選』卷五十九）に「挈妻荷子、負戴成群。」（妻を挈り子を荷ひ、負戴して群を成す。）とある。李善は、この典故として、『莊子』雜篇「讓王」の「舜以天下讓其友石戸之農、石戸之農曰、『捲捲乎后之人、葆力之士也。』以舜之德爲未至也。於是夫負妻戴、携子以入於海。終身不反也。」（舜天下を以て其の友石戸の農に譲らんとするに、石戸の農曰く、「捲捲乎たる后

の人と為りや、葆力の士なり」と。舜の徳を以て未だ至らざると為すなり。是に於いて夫妻を負ひて戴き、子を携へ以て海に入る。終身反らざるなり。」を引く。この時点で、妻元蘋はすでに亡くなっている。後に再婚した可能性もなくはないが、ここでは子どもを連れて行つたと解しておく。○如歸 本来あるべき場所に帰るかのようすに当然なこととしてあるまう。『呂氏春秋』士節に「士之爲人、當理不避其難、臨患忘利、遺生行義、視死如歸。」（士の人と為りや、理に当たりては其の難を避けず、患ひに臨みては利を忘れ、生を遺れて義を行ひ、死を見ることが帰するがごとし。）とある。○朝散大夫 唐代の文官制度では、從五品下の文散官を朝散大夫と呼ぶ。○江州刺史 江州（現在の江西省九江市一帯）の長官。○滁上 滁河のほとり。「上」は、ほとり。『論語』雍也篇に「如有復我者、則吾必在汝上矣。」（如し我を復たする者有らば、則ち吾必ず汝の上に在らん。）とあり、孔安国注に「去之汝水上、欲北如齊。」（去りて汝水の上に之くは、北のかた裔に如かんと欲するなり。）とある。「滁上」は、『論語』の「汝上」と同じく、河の流域にある土地を指していると思われる。ここで、滁州のこと。○口使 前後の文脈から考えて、「横使」、「外使」のようなどばが入ると思われる。○從權之斂 権力をほしいままにして税を徴収するという意味であろう。「斂」は、税。『周礼』地官「司稼」に「以年之上下出斂灋。」（年の上下を以て斂灋を出だす。）とあり、賈公彥疏に「以此豐凶

而出税斂之法。」（此の豊凶を以てして税斂の法を出だす。）とある。○調賦税 『旧唐書』卷四十三「職官志」刑部尚書に「郎中・員外郎の職、掌勾諸司百僚俸料・公廨・贓贖・調斂・徒役・課程・逋懸數物、周知内外之經費、而總勾之。」（郎中・員外郎の職、諸司百僚の俸料・公廨・贓贖・調斂・徒役・課程・逋懸の数物を掌勾し、内外の経費を周知して、總て之を勾す。）とある。○端切 ただしく實際のことと合つてゐる。『三国志』卷五十七「陸瑁伝」に「權再覽瑁書、嘉其詞理端切、遂不行。」（權再び瑁の書を覽み、其の詞理の端切なるを嘉し、遂に行はず。）とある。○扶風縣開國男 扶風県（現在の陝西省扶風県）の男爵。「開國」は、爵位の前に加える称号。○六官 隋唐以後の政権が置いた吏、戶、礼、兵、刑、工の六部の尚書の総称を言う。楊炯の「唐右將軍魏哲神道碑」（全唐文）卷一百九十四）に「導之以德、齊之以刑、威振六官、風揚五部。」（之を導くに徳を以てし、之を齊しくするに刑を以てし、威は六官に振ひ、風は五部に揚がる。）とある。○戴魏之法 戴胄（生没年不詳）と魏徵（五八〇～六四三）の関わった法律。戴胄は、民部尚書として、魏徵は諫議大夫や宰相として、太宗を諫めていたことで有名。ともに貞觀年間に活躍した良吏。彼らのように、よく政治に貢献したことと言うのであろう。○下車 車から降りる。官吏が初めて赴任地に着くことを指す。『後漢書』卷七十六「循吏」劉寵伝に「自明府下車以來、狗不夜吠、民不見吏。」（明府の下車より以来、狗は夜に吠

えず、民は吏を見ず。）とある。○周星 一年。元来は、十二年で天を一周する歳星を言い、古代の人は、この星の位置の移り変わりによって紀年していた。ここでは、「周期」、「周歳」、「周年」に類する意味で使われ、韋応物が蘇州に赴任してから一年経つて、ということを表していると思われる。○豪猾 名の知れた不法の徒。『三国志』卷二十三「趙儼伝」に「太祖以儼爲朗陵長。縣多豪猾、無所畏忌。儼取其尤甚者、收縛案驗、皆得死罪。」（太祖儼を以て朗陵の長と為す。県に豪猾の多きも、畏忌する所無し。儼其の尤も甚しき者を取り、收縛案驗し、皆死罪を得たり。）とある。○屏息 いなくなる。息をひそめる。『後漢紀』明帝紀上に「官閑事簡、民人懷感、盜賊屏息。」（官閑にして事簡たり、民人懷感し、盜賊屏息す。）とある。○陟明 功績のあるものを昇進させる。『尚書』舜典に「三載考績、三考黜陟幽明。」（三載に績を考し、三考して幽明を黜陟す。）とあり、『宋書』卷八十四「鄧琬伝」に「故招徒楚郢、飛檄京甸、志遵前典、黜幽陟明。」（故に徒を楚郢に招き、檄を京甸に飛ばし、志は前典に遵ひ、幽なるを黜け明なるを陟らしむ。）とある。○池雁隨喪 池にいる雁も喪に服す。「隨喪」は、『史記』卷一百七「魏其武安侯列傳」に「軍法、父子俱從軍、有死事、得與喪歸。灌夫不肯隨喪歸。」（軍法、父子俱に從軍し、死する事有らば、喪の手に帰ることを得。灌夫喪に隨ひて帰るを肯んぜず。）とある。雁などの動物が喪に服するという表現は他に見られない。○素車

白塗りにした車。葬儀に用いる。『周礼』春官「巾車」に「素車、幘蔽、犬幘、素飾、小服皆素。」（素車、幘蔽、犬幘、素飾、小服皆素なり。）とあり、鄭玄注に「素車、以白土堊車也。」（素車は、白土を以て車に堊するなり。）とある。○茅宇 茅葺きのたてもの。あばらや。王勃の「贈李十四四首」其一（『全唐詩』卷五十六）に「野客思茅宇、山人愛竹林。」（野客茅宇を思ひ、山人竹林を愛す。）とある。○竹亭 竹で作つたあずまや。裴迪の「夏日過青龍寺謁操禪師」（『全唐詩』卷一百二十九）に「安禪一室內、左右竹亭幽。」（安禪す一室の内、左右竹亭幽なり。）とある。なお、前項の「茅宇」と対になつてゐるものとして、王邕の「後涪溪銘」（『全唐文』卷三百五十六）に「乃構竹亭、乃葺茅宇。」（乃ち竹亭を構へ、乃ち茅宇を葺く。）とある。いずれも、人里離れたところに構えられた質素な建物を意味する。○靈几 死者の靈前に供えてある台。李諤の「上書、言公卿子孫不得嫁壳父祖妓妾」（『北史』卷七十七「李諤伝」）に「豈容遽褫袁絰、強傅鉛華、泣辭靈几之前、送付他人之室。」（豈に遽かに袁絰を褫ぎ、強ひて鉛華を傅け、泣きて靈几の前に辞し、他人の室に送付せらるるを容れんや。）とある。○儉德 儉約の徳。『尚書』太甲上に「慎乃儉德、惟懷永圖。」（慎は乃ち儉徳、惟だ懷ひて永く圖る。）とある。○所著詩賦・譏論・銘頌・記序 陶敏・王友勝校注『韋応物集校注』（上海古籍出版社、一九九八年）には、詩五百八十首（内、附録「集外詩文」所収のもの二十一首。本人

の作と断定できないものを含む)、賦一首、墓誌一首(附錄「集外詩文」所収)が收められている。○行于當時
白居易の「与元九書」(『白居易集』巻四十五)には、「然當蘇州在時、人亦未甚愛重。必待身後、然人貴之。」(然るに蘇州の在りし時に当たりては、人も亦未だ甚しくは愛重せず。必ず身後を待ちて、然して人之を貴ふ。)とあり、韋応物が亡くなつてから、その詩が愛唱されたと言ふ。○少陵 現在の陝西省西安市長安区。○河南元氏 元蘋。七四〇~七七六。韋応物の妻。詳細は、韋応物の「故夫人河南元氏墓誌銘」参照。○挹 元挹。生没年不詳。韋応物夫人の父。『元和姓纂』巻四「元」氏に、吏部員外になつたとある。○吏部員外郎 吏部の副職。吏部は、官員選挙などをつかさどる。○嘉姻 よい妻。潘岳の「懷旧賦」(『文選』巻十六)に「名余以國士、眷余以嘉姻。」(余に名づくるに国士を以てし、余に眷するに嘉姻を以てす。)とある。○柔則 柔順である。女性の従うべき道徳規準とされていた。『晉書』巻九十六「列女伝」賛に「從容陰禮、婉娩柔則。」(從容たる陰礼婉娩たる柔則。)とある。○龜筮不協 古いの結果に合わない。『尚書』大禹謨に「鬼神其依、龜筮協從。」(鬼神其れ依り、龜筮協ひ從ふ。)とある。○合祔 合葬。『晏子春秋』外篇「景公台成、益成適願合葬其母、晏子諫而許」に「父之孝子、兄之順弟也。又嘗爲孔子門人。今其母不幸而死、祔柩未葬。家貧、身老、子弱、忍力不能合祔。是以悲也。」(父の孝子、兄の順弟なり。又嘗て孔子の門人たり。今

其の母不幸にして死し、祔柩未だ葬らず。家貧しく、身老い、子は弱、力合祔すること能はざるを恐る。是を以て悲しむなり。)とある。○慶復 韋慶復。七七六~八〇九。韋応物の長男。詳細は、楊敬之の「唐故監察御史里行河東節度判官賜緋魚袋韋府君墓誌」参照。○啓舉 言う。「舉」は、言う。『礼記』雜記下に「過而舉君之諱、則起。」(過ちて君の諱を挙ぐれば、則ち起つ。)とあり、注に「舉、猶言也。」(举は、猶ほ言のぞときなり。)とある。なお、「啓言」は、『夷堅三志』辛卷第八「詹氏雷硯」に「媼未敢啓言。」(媼未だ敢へて啓言せず。)とある。「啓舉」は、蘇軾の「議學校貢舉狀」(『四庫全書』本『御選唐宋文醇』巻四十五)に「啓舉唐室故事。」(唐室の故事を啓舉す。)とあるが、中国古典文学基本叢書『蘇軾文集』(中華書局、一九八六年)などは「欲舉」と作る。○長女 韋応物詩には、長女に当たる作として、「送楊氏女」(『繁年』巻七)がある。○大理評事 投獄などに関する評定を掌つた。○楊凌 生没年不詳。虢州弘農県(現在の河南省靈寶市)の人。字は恭履。大曆十一(七七六)年に進士に登第し、貞元(七八五~八〇五)の初めに大理評事となる。『新唐書』巻一百六十「楊憑傳」に名が見える。○次女 「送楊氏女」(『繁年』巻七)に「幼爲長所育、兩別泣不休。」(幼は長の育む所と為り、兩別泣きて休まず。)とあり、韋応物詩からも長女と年齢が離れていることが推測される。○笄 成人女性がつける簪。『礼記』曲礼上に「男女異長。男子二十冠而字。父前子

名、君前臣名。女子許嫁笄而字。」（男女長ずるに異なり。男子二十にして冠して字す。父は子を前にて名づけ、君は臣を前にて名づく。女子嫁笄を許されて字す。）とある。

○吳 現在の江蘇省蘇州市一帯の古国名。

○州 州の長官。

○辱詩人之目

詩人（ここでは、韋応物）の目を汚す。自分の詩作が彼の目を汚したという謙遜表現。

○登臨

山に登り川や海に面する。『史記』卷一百一十一「衛將軍驃騎伝」に「禪於姑衍、登臨翰海。」（姑衍に禪し、翰海に登臨す。）とある。

○動盈卷軸 つねに巻物がたくさんある。韋応物との贈答詩が非常に多いことを言う。

『通典』卷一百七十一「州郡」序に「凡言地理者多矣。在辨區域、徵因革、知要害、察風土、纖介畢書、

樹石無漏、動盈百軸。」（凡そ地理を言ふ者多し。区域を弁じ、因革を徵かにし、要害を知り、風土を察するに在りて、纖介たるもの畢く書き、樹石も漏らす無く、動に百軸を盈たす。）とある。

○曹劉 曹植（一九二～二三二）と劉楨（？～二七）。ともに建安詩壇を代表する人物。

○鮑謝 鮑照（？～四六六）と謝靈運（三八五～四三三）。ともに南朝の詩壇を代表する人物。

○丹霄 あか

い空。超俗の雰囲気を表すことば。沈炯の「獨酌謡」（樂府詩集）卷八十七「雜歌謡辭五」に「再酌矜許史、三酌傲松喬。頻煩四五酌、不覺凌丹霄。」（再酌して許史に矜り、三酌して松喬に傲る。頻煩四五酌すれば、覚えず丹霄を凌ぐ。）とある。

○泉局 黄泉の門。死後の世界を言う。令狐楚の「遺疏」（全唐文）卷五百四十一）に「但

以永去泉局、長辭雲陛、更陳尸諫、猶進瞽言。」（但だ永く泉局に去り、長に雲陛に辞するを以て、更に尸諫を陳べ、猶ほ瞽言を進めんとす。）とある。

○堂弟端

七三七

（唐文拾遺）卷二十六）に詳しい。

○河南府功曹 河南省主簿などを経て、朝散大夫秘書省著作郎となつた。

紹の「唐故朝散大夫・秘書省著作郎致仕韋公玄堂誌」（全

唐文拾遺）卷二十六）に詳しい。

○河南府功曹 河南省主簿などを経て、朝散大夫秘書省著作郎となつた。

役人の任用について考える官。

○堂弟武 生没年不詳。

韋応物の叔父、韋鎰の子。京兆府參軍、高陵・櫟陽・万

年県尉、長安県丞などを経て、長安兵部侍郎になつた。

呂溫の「唐故銀青光祿大夫・京兆尹兼御史大夫・上柱國・

贈吏部尚書・京兆韋公神道碑銘并序」（全唐文拾遺）卷

二十七）に詳しい。

○絳州刺史 絳州（現在の山西省新

絳県）の長官。

○文學 書籍の校正や作成を掌る官。

○克荷遺訓 親の残した教えを守り、責務を果たすことができる。

「克荷」は、責務を果たす。蔡邕の「祖德頌」（芸文類聚）卷二十「孝」部に「析薪之業、畏不克荷。」（析薪の業、荷を克くせざるを畏る。）とある。「遺訓」は、親の残した教え。

『國語』周語上に「賦事行刑、必問於遺訓咨於故實。」（事を賦し刑を行ふに、必ず遺訓を問ひ故実に諮る。）とある。

○鄉舉秀才 地方長官によつて秀才として取り上げられる。

慶復は、この墓誌が書かれた時点

で二十歳であつた。

○策居甲乙 試験の一一番に名を連ねる。

「策居」は、名を連ねる。

『北齊書』卷四十四「儒

林 権会伝に「魏武定初、本郡貢孝廉、策居上第、解褐四門博士。」（魏の武定の初め、本郡に孝廉に貢せられ、上第に策居し、褐を四門博士に解く。）とある。「甲乙」は、一二番。韓愈の「河南府法曹參軍盧府君夫人苗氏墓誌銘」（『全唐文』卷五百六十四）に「夫人年若干、……有文章德行、其族世所謂甲乙者。」（夫人年若干にして、……文章の徳行有り、其の族世の所謂甲乙の者なり。）とある。「甲乙」には、蕭穎士の「送張翬下第歸江東」（『全唐詩』卷一百五十四）に「地積東南美、朝遺甲乙科。」（地に積む東南の美、朝に遺つ甲乙科。）とあるように、進士の試験科目の意味もあるが、韋慶復の墓誌に、「貞元十七年、舉進士及第。」（貞元十七年、進士に挙げられ及第す。）とあるので、この墓誌の書かれた貞元十二年の段階では、進士に及第しているとは思われない。○泣血 声檀弓上に「高子臯之執親之喪也、泣血三年、未嘗見齒。」（高子臯の親の喪を執るや、泣血すること三年、未だ嘗て歯を見ず。）とあり、鄭玄注に「言、泣無聲如血出。」（泣くに声無くして血の出づるがごときを言ふ。）とある。

○幽壤 地下。死後の世界。『廣異記』王光本（『太平廣記』卷三百三十「鬼」部）に「生人過悲、使幽壤不安。」（生人過だ悲しまば、幽壤をして安らかならざらしむ。）とある。○本裔 血統を受け継ぐ子孫の意であろう。用例未見。○勳庸 功績。『後漢書』卷七十「荀彧傳」に「曹公本興義兵、以匡振漢朝。雖勳庸崇著、猶秉忠貞之節。」

（曹公本より義兵を興し、以て漢朝を匡振せんとす。勳庸崇く著ると雖も、猶ほ忠貞の節を秉る。）とある。○勳庸 韋孟と韋賢。○熙雍 和らぎ樂しむ。何承天の「社頌」（『何衡陽集』）に「稱物平賦、百姓熙雍。」（物を称り賦を平らかにすれば、百姓熙雍たり。）とある。○父子八座 逍遙公龕の六人の子はみな尚書であつた。「八座」は、『唐六典』卷一「尚書都省」の記載によると、吏部尚書、戸部尚書、礼部尚書、兵部尚書、刑部尚書と二人の丞相を合わせたものをいう。ここでは、序の「逍遙公有子六人、俱爲尚書」という記述と対応し、「尚書」の意味で使つてゐる。○五宗四相 五代までの先祖に四人の宰相、郡太守相当の官をもつものがいた。「五宗」は、始祖を継承したもの一人を大宗とし、のちにつづく高祖、曾祖、祖、父の代を小宗としたとき、大宗一人、小宗四人の総称として用いられる呼称。「相」には、大臣クラスの尚書令と、地方長官を含めていると思われる。尚書令を表してゐる例として、『三国志』卷三十九「董允傳」裴松之注引『華陽國志』に「時蜀人以諸葛亮・蔣琬・費禕及允爲四相。一號四英也。」（時に蜀人諸葛亮・蔣琬・費禕及び允を以て四相と為す。一に四英と号するなり。）とある。諸葛亮以外の三人は丞相になつておらず、尚書令となつてゐる。地方長官を指す例として、『後漢書』卷五十九「張衡列傳」に「永和初、出爲河間相。」（永和の初め、出でて河間の相と為る。）とある。ここでは、世沖、挺、待価の三尚書と、梁州都督令儀を指してゐる。

○流慶左司、帝目貞亮 よいことは韋左司にまで伝わり、皇帝は左司の誠実さに目を見張った。「流慶」は、よろこばしいことを伝える。『後漢書』卷四十下「班固列伝」に「翕純皦釋、以崇嚴祖考、殷薦宗祀配帝、發祥流慶、對越天地者、烏奕乎千載。」（翕たり純たり皦たり釋たりと、以て祖考を崇嚴し、殷んに宗祀を薦めて帝に配し、祥を發し慶を流し、天地に対越する者、千載に烏奕たり。）とあり、李賛注に「言發祥以流慶於子孫。」（祥を發し以て慶を子孫に流すを言ふ。）とある。「左司」は、韋応物のこと。「貞亮」は、誠実であること。宋玉の「神女賦」（『文選』卷十九）に「懷貞亮之絜清兮、卒與我兮相難。」（貞亮の絜清を懷きて、卒に我と相難しとす。）とある。ここは、先祖と同じく、皇帝によつて官吏として登用されたことを言うのであらう。○龔黃 漢代の良吏、龔遂と黄霸の併称。ひろく良吏を言う。『宋書』卷九十二「良吏伝」史臣曰に「漢世、戸口殷盛、刑務簡闊。郡縣治民、無所横擾。勸賞威刑、事多專斷。尺一詔書、希經邦邑、龔黃之化、易以有成。」（漢の世、戸口殷盛にして、刑務簡闊たり。郡県民を治むるに、横擾する所なし。賞を勧め刑を威にし、事専断すること多し。尺一の詔書、邦邑を経ること希なれば、龔黃の化、易くして以て成ること有り。）とある。○綱轄 管理する。『新唐書』卷一百一十六「韋思謙伝」に「振明綱轄朝廷、肅然進御史大夫。」（明を振るひて朝廷を綱轄し、肅然として御史大夫に進む。）とある。○南宮 尚書省。漢代の尚書省は

星座の南宮にかたどつたので、この名がある。『後漢書』卷三十三「鄭弘伝」に「建初、爲尚書令。」（建初、尚書令と為る。）弘前後陳ぶる所は、王政に補益する者有れば、皆之を南宮に著し、以て故事と為す。）とある。○有補益王政者、皆著之南宮、以爲故事。（建初、尚書令と為る。）弘前後陳ぶる所は、王政に補益する者有れば、皆之を南宮に著し、以て故事と為す。）とある。○大雅 舊章 昔の法律。「戴魏之法」を指す。○大雅 『毛詩』の詩体の一つ。ここでは、古代詩の風格を指しているのである。李白の「古風」其一（『全唐詩』卷一百六十一）に「大雅久不作、吾衰竟誰陳。」（大雅久しく作らず、吾衰（なば）竟に誰か陳べんや。）とある。○秋霜 秋の霜。高潔であることを言う。傅毅の「舞賦」（『文選』卷十七）に「氣若浮雲、志若秋霜。」（氣は浮雲のごとく、志は秋霜のごとく。）とあり、李善注に「言、既高且潔也。（既に高く且つ潔きなりを言ふ。）とある。○嗚呼彼蒼、殲我良牧 ああ、あの青い天が私たちの良き長官殿を滅ぼしてしまつた。『毛詩』秦風「黃鳥」に「彼蒼者天、殲我良人。」（彼の蒼たるは天、我が良人を殲す。）を踏まえたことば。○禁掖方拜、寢門過哭 宮殿にいる君主に對し拜礼し、内門に入り、君主の命を受けるとすぐに大泣きした。「禁掖」は、宮殿。杜甫の「奉留贈集賢院崔子二学士」（『全唐詩』卷二百二十四）に「欲整還鄉旆、長懷禁掖垣。」（還郷の旆を整へんと欲し、長く禁掖の垣を懷ふ。）とある。「寢門」は、内門。『儀礼』士喪礼に「君子弔徹帷。主人迎于寢門外、見賓不哭。先入門右、北面。弔者入、升自西階東面。主人進中庭、弔者致命。主

人哭拜、稽類成踊。」（君人をして弔せしむれば帷を徹す。主人寝門の外に迎へ、賓を見るも哭せず。先に門に入りて右し、北面す。弔者入り、西階より升りて東面す。主人中庭に進み、弔者命を致す。主人哭して拝し、稽類して踊を成す。）とあり、鄭玄注に「寝門、内門也。」（寝門は、内門なり。）とある。『儀礼』士喪礼のこの箇所の少し前に「乃赴于君。主人西階東南面、命赴者拜登。（乃ち君に赴ぐ。主人西階の東に南面して、赴ぐる者に命じ押し送る。）とあり、士が亡くなつたときには、その旨を君主に告げるという儀式があつたことがわかる。この八字は、『儀礼』に記された儀式の様子を述べていると思われる。

〔訳文〕

韋君、諱は応物、字は義博、京兆府杜陵の人である。その祖先は、顥頃や昌意の子孫で、豕韋の地に封じられたものたちである。漢の初めに韋孟という者がいた。その子孫である韋賢は鄒魯地方の大儒者で、次々と昇進し、蔡義の後を受けて丞相となつた。その子、玄成は、父の仕事を学んで、親と同じく于定国の後を受けて丞相となつた。代々、祖先の後を繼いで高い位に就き、一族は杜陵に住んでいた。そののち十七代、逍遙公龜は人里離れた丘園に隠れ住んでいた。北周の明帝は、しばしば玄纁の礼をもつて彼を官僚として迎えようとしたが、とうとう節を曲げることなく、黃公や綺里季のように隠遁の志を全うした。逍遙公の弟である郎公韋孝寬は、北周・隋

の時代に著名であり、爵位は高く世の人に知られ、国史に名を残している。逍遙公には子が六人おり、みな尚書であつた。第五子の世冲は、民部尚書・義豐公であつた。彼が韋君の五代上の先祖にあたる。我が唐朝の刑部尚書兼御史大夫・黃門侍郎・扶陽公であつた挺は、韋君の高祖である。唐朝の尚書左僕射・同中書門下で三品の位にあつた待価は、韋君の曾祖父にあたる。唐朝の梁州都督令の儀は、韋君の功績輝かしい祖父である。そして、我が唐朝の宣州司法參軍であつた鑾は、韋君の父である。韋君は、宣州司法參軍韋鑾の第三子である。生まれは三公の流れを承ける名門で、うまれつきまつすぐな性格であつた。あげまきをしている年頃から、すでに変わることのない志を持っていた。父祖の功績によつて、右千牛に任命され、その後、羽林倉曹に改められた。のち、高陵尉・廷評・洛陽丞・河南兵曹・京兆功曹を授けられた。朝廷が京畿地方を政治の手本とし、各地の長官を選んだとき、韋君は鄠縣・櫟陽の二県の令に任命され、のち比部郎に遷つた。詔勅が下り、滁州の人民が疲弊しているということで、韋君は滁州刺史の職を受けた。そのとき、まるで故郷に帰るかのように子どもを連れて赴任していき、朝散大夫の官職を加えられた。ついで、江州刺史となり、滁州の時と同じように政治をした。当時の役人たちが、権力をほいいままで振るつて税を徴収しようとすることがあつた。韋君は税の徴収を詔勅によつたものではないとして、賦稅の供出をまつたくさせなか

つた。そういうわけでは是非を問う訴訟が起り、役人が詳しく述べた。皇帝は州からの奏状が正しく理にかなつていて、手厚い詔を出し、韋君を扶風県開国男に封じた。食邑は三百戸であつた。のち、左司郎中を拝命し、六つの尚書を管理し、戴胄や魏徵の守つてきた法律に従い、その方法を用いた。ついで、蘇州刺史となつた。韋君が蘇州に赴任してから、一年ほどの年月が経ち、名が聞こえた不法の徒は息をひそめていた。おりしも功績ある者を昇進させようとしていたそのとき、韋君は病を得て、蘇州の官舎でその生涯を終えてしまつた。

池の雁も葬列に参加し、蘇州の人はみな商売を中止した。葬儀用の白塗りの車一台が、逍遙公の住んでいた杜陵の郷に帰つた。茅葺きのあら屋や、竹で作ったあずまやがあり、そこに祭壇を設けた。韋君は、十三の官職を歴任して政治を行い、三つの大きな州を統治した。僕約の徳のある人とは、彼のような人物を言う。高い身分であつて、貧しい生活をなし得る人物だと言うべきである。韋君の著した詩賦、議論文、銘や頌、記や序は、計六百余篇を数え、人々に読まれた。貞元七年十一月八日、少陵原に埋葬した。これは、礼にのつとった方法である。

韋君の夫人である河南の元氏は、父を挹という。彼は吏部員外郎であつた。よき妻は柔順な徳を持ち、君子たる韋君にふさわしい人であつた。先頃、韋君がみまかつた時、占いの結果があわなかつたので、まだ合葬していなかつた。貞元十二年十一月二十七日、嗣子慶復が望ま

しい時であると言い、そこではじめて夫人と合葬した。長女は、大理評事楊凌に嫁いでいる。次女は、まだ簪もつけない年齢にして、父が亡くなつたことを悲しんで、父と同じ月に亡くなつた。ああ、これこそ孝というべきである。

私は、吳地方のものである。かつて州牧韋君のなじみとしてよくして頂いたが、詩人としての彼の目を汚していた。高いところに登つて海や川などを見ては、互いに詩を唱和し、その詩はたくさんの巻物に残してある。韋公の詩風は、曹植や劉楨に源があり、鮑照や謝靈運の詩風も受け継ぎ、それらに、独自の変化を加えている。込められた意は、あかい空を凌ぐほどに高く超俗的で、彼の詩を読むと、たちまちにしてすばらしい境地に到達し、別世界の窓を開くことができる。惜しいことに、彼の地位はまだ高いといふほどでもなく、年齢も長寿といふほどでもないのに、すでに黄泉の国へ行つてしまわれた。なんとも悲しいことだ。従弟の端は、河南府功曹で、孝の徳があるということで、家を繼いだ。従弟の武は、絳州刺史であり、文学の官職で政治の世界に入つてゐる。慶復は父親の残した教えを守つて責務を果たしている。詩作に巧みであり、地方長官によつて秀才として取り上げられ、その時の試験結果は一二番の好成績であつた。その彼が、声を殺して泣きながら、私に銘を書くように請い、暗い黄泉の世界を照らそうとした。銘に言つ、昌意の血を受け継いでいる家韋氏は、分けて封ぜられ

たものたちである。彼ら一族は、殷、周の時代を経て、立派な功績を立てた。漢代には、孟、賤の二人がおり、時の政治を司って民衆を和らぎませた。逍遙公の時代になり、彼だけは志を高潔にし、官吏として仕えることはなかつた。その子は、六人とも尚書省に勤め、韋君の五代上までの祖先には四人の宰相、郡太守相当官がいた。よろこばしいことは韋左司にも及び、皇帝は左司が誠実であることをご覧になつて、官吏として登用した。

彼は長江の流れる江蘇地方の刺史となり、彼の政治は龔遂や黃霸がしたような善政であつた。尚書省を管理してゐたころは、昔の法律を重視していた。彼の記した文章は古代の風格を受け継ぎつつも独自の変化があり、込められている節操には秋の霜のような高潔さが貫かれてゐる。ああ、かの青き天は、われらの長官殿を滅ぼしてしまつた。喪主は葬儀の時に、宮殿に向かつて拝礼し、内門にたどり着くとすぐに大泣きした。私は墓誌銘を刻することを委託され、韋君の功績を彼の眠る陵や谷に永遠に記す。

三 韋応物の伝記補正

韋応物の墓誌には、從来知られていなかつたことが多く記されている。以下、陳尚君・馬驥両氏の記述を参照しながら、この墓誌が韋応物の伝記研究に対してもどのようないかの価値を持つてゐるのかを考えてみたい。

両氏は、韋応物墓誌の価値について、韋応物の生没年・

韋応物の字（義博）・玄宗に仕えていたころの具体的な官職名（羽林倉曹）・韋応物の歴任した十三の官職等が明確になつたことを挙げておられる。

また、馬驥氏は、「大唐六典」卷一「尚書吏部」資蔭の注に「三品已上、蔭曾孫。」（三品已上、曾孫に蔭あり。）

とあるのを引き、韋応物の曾祖父が則天武后的ときの宰相であつたことから、韋応物が門蔭によつて右千牛となつたことは、当時の制度に符合すると指摘されている。

その上で、馬驥氏は墓誌と唐璇琮氏の考証（『唐代詩人叢考』韋応物繫年考証）、韋応物詩に付された自注をもとに次のような年表を作つておられる。なお、引用に際して、日本語に訳した上で、この墓誌の発見によつて初めてわかつた事柄には、傍線を付した。

一歳	開元二五（七三七）年、京兆に生まれる。
十四歳	天宝九（七五〇）年、このころ門蔭によつて右千牛となる。
十五歳	天宝十（七五一）年、三衛として玄宗に仕える。
十六歳	……羽林倉曹に改められる。正八品下。
十七歳	……高陵尉・廷評を授けられる。
二十一歳	天宝十五（七五六）年、八月に京兆府昭
二十三歳	応県にて結婚する。夫人の元蘋は十六歳。
二十四歳	乾元元（七五六）年、安史の乱の後、三衛を追われ、のち数年、長安にいた。こ

の間に一度、太学で学ぶ。

二十七歳 広徳元（七六三）年秋冬ごろ、洛陽丞となる。

二十九歳 永泰元（七六五）年、洛陽丞から河南兵曹に遷る。永泰中、不正をはたらいた軍士を懲罰したことにより訴えられる。のち、役職をやめて洛陽に閑居する。

三十三歳 大曆四（七六九）年ごろ、洛陽から長安に移る。

三十八歳 大曆九（七七四）年、京兆府功曹に任命される。正七品下。

四十歳 大曆十一（七七六）年には朝請郎であつた。正七品上。九月に夫人が亡くなり、十一月に葬る。

四十二歳 大曆十三（七七八）年秋ごろ、鄧県令になる。

四十三歳 大曆十四（七七九）年六月、鄧県令から櫟陽県令になる。七月に病と称して辞官。

四十四歳 建中元（七八〇）年、長安にて閑居。四十五歳 建中二（七八一）年四月尚書比部員外郎となる。從六品上。

四十六歳 建中三（七八二）年、尚書比部員外郎の職についたままである。

四十七歳 建中四（七八三）年夏、滁州刺史に任じられ、秋に任地に着く。正四品下。

四十八歳

興元元（七八四）年、滁州刺史の職についたままである。冬に辞任した。

四十九歳

貞元元（七八五）年春夏、滁州の西澗に閑居していた。秋に朝散大夫を加えられ、江州刺史となる。正四品下。

五十歳

貞元二（七八六）年、江州刺史の任についた。

五十一歳

貞元三（七八七）年、扶風県男爵に封じられる。食邑三百戸。都に戻り、左司郎中となる。

五十二歳

貞元四（七八八）年七月⁽³⁾、左司郎中から蘇州刺史となる。從三品。

五十三歳

貞元五（七八九）年、蘇州刺史の任にあつた。

五十四歳 貞元六（七八九〇）年春、蘇州刺史の任にあつたが、のちに刺史をやめ、蘇州の永定寺に閑居した。

五十五歳 貞元七（七八九一）年、前年冬或いは本年初めに蘇州の官舎で没す。のち長安に運ばれ、十一月少陵原の先祖の墓に帰葬される。

貞元十二（七八九六）年十一月二十七日、夫人と合葬される。

ここで、年表と墓誌本文からわかるることを補足する。

まず、韋応物の墓誌により、韋応物が官界に入つたいきさつがはつきりとわかる。從来、王欽臣の「韋蘇州集序」に「天寶中扈從游幸。疑爲三衛。」（天寶中游幸に扈從す。疑ふらくは三衛たり。）とあることなどをもとに、三衛となつたことはわかつていて。この墓誌には、先祖の功績によつてまず右千牛になつてのち、羽林倉曹となつたことがはつきりと書かれている。また、安史の乱のち、再度官吏として任用されるときに、科挙を受けたなどの記述がない。もちろん、科挙を受けたという記述がないからといって、実際に科挙を受けずに仕官したといふ断言はできないが、科挙を受けずに仕官された可能性は高いであろう。赤井益久氏は、「韋応物は武后治世以後、陸續と科挙を経て仕官した進士出身の官僚詩人群とは異つた環境に育ち、中唐詩壇にあつて特異な地歩を占める詩人と言える。のちの事跡、安史の乱のうけとめ方や思想、さらに作品等の研究にあたつて、三衛就任・太学修学・任子出身という背景を忘れることはできない。」と述べておられる。この墓誌の発見により、より詳細に彼の「特異な地歩」と詩の関係などを考えすすめることができるのである。

また、「扶風県男爵」に任じられた経緯が書かれていることも注目に値する。從来、知られていなかつた男爵の地位に就いていたことが記されているということに加え、この記事は次のことにも関わつてくる。韋応物には、「答河南李士巽、題香山寺」（『繫年』卷九）という

詩があり、「前歲守九江、恩召赴咸京。」（前歲九江を守り、恩召ありて咸京に赴く。）とある。この「恩」というのが、どのようなものかはつきりしていなかつた。また、どうして直接、江州刺史から蘇州刺史とならず、いつの間中央にもどり左司郎中となつたのか、その経緯がよくわからなかつた。墓誌には、韋応物が不正を許さない態度を持ち、皇帝にもその態度を認められ、扶風県男爵を授けられたと書かれている。芳村弘道氏や赤井益久氏は、韋応物に、「良吏」としての自覚があつたということを指摘している。^⑦

韋応物の卒年について、從来、大きく二説あつた。一つは、沈作喆の「補韋刺史伝」に「而文宗大和中、劉禹錫乃以故官舉之。計其年九十餘。」（而して文宗の大和中、劉禹錫乃ち故官を以て之を挙ぐ。其の年を計ふるに九十余なり。）とあるのをもとに、韋応物が九十すぎまで生きたとする説、二つめは、蘇州刺史辞任後すぐに亡くなつたとする説である。一つめの説は、多くの人が疑問としており、すでに否定されている。この墓誌の発見により、この説は史料的にも誤りであると言えるようになつた。二つめの説は、韋応物がだいたい貞元七年から八年に亡くなつたとする。これも、墓誌の記述から考えて、貞元七年以前に亡くなつたと考えられるから、韋応物の卒年が早くて貞元六年暮れ、遅くとも貞元七年前半に絞られることとなつた。

さらに、韋応物が死去した場所も判明した。從来、「寓

居永定精舍」「永定寺喜辟強夜至」（ともに『繁年』卷九）をもとに、韋応物は蘇州刺史を辞めた後、永定寺に閑居し、そのまま亡くなつたと考えられていた。しかし、墓誌には、職務中に病を得て、官舍でなくなつたと書かれている。この点については、蘇州時代の詩の繁年も含めて、稿を改めて考えてみたい。

なお、年表の二十歳と四十歳の記事は、妻元蘋の墓誌からわかることである。これについては、稿を改めて検討する。

また、馬驥氏は、この墓誌は韋応物の家系の考証のための材料になると言われる。例えば、逍遙公の子は、墓誌には六人とあるのに、『新唐書』には八人と書かれていたこと、韋応物の息子は、墓誌には慶復一人と書かれていたのに、『新唐書』には慶復と厚復の二人が記されていることに矛盾があることを指摘されている。この点については、晚唐の韋莊との関係で検討する必要がある。⁽²⁾

さらに両氏ともに、墓誌には韋応物が作った詩文が六百余篇あると記されているが、『全唐詩』に詩五百六十八首（含補遺四首）、『全唐文』に賦一首しか残っていないことから、多くの文章が散逸してしまつたという指摘もされている。⁽²⁾

馬驥氏はさらに丘丹の韋応物の作品に対する評が載つていてこれを重視されている。韋応物と同時代の人の韋応物に対する評価は、非常に珍しいからである。その内容を見ていくと、陶敏・王友勝校注『韋応物集

校注』（上海古籍出版社、一九九八年）の附録に収録されている評論を見る限り、今まで見られなかつたものがある。それは、韋応物の詩風が、劉楨、鮑照のものを受けているという指摘である。この点も、今後考えていくべき課題であろうと思う。

おわりに

以上、新発見の韋応物墓誌は、従来の韋応物伝記研究に対して、多くの補い、もしくは立証の材料になることを見てきた。今回、発見された墓誌は、他に三つある。そのうち、妻の墓誌については、陳尚君氏が自らの手で墓誌を書くほどに深い、韋応物の妻に対する哀悼の気持ちが現れていると書かれている。

韋応物には、妻に向けられた悼亡詩が十九首ある。妻の墓誌に記されたことと、悼亡詩の間にはなんらかの関係があるはずである。ひきつづき、妻元蘋の墓誌についても検討していただきたい。

注

(1) 馬驥「新发现的唐韦应物夫妇及子韦庆复夫妇墓志考」（紀念西安碑林九百二十周年华诞 国际学术研讨会论文集），西安碑林博物馆、二〇〇七年十月）をもとに改変されたもの。

内容は、『論文集』所収のものが詳しい。
(2) 二〇〇七年十一月の新聞発表の段階では、墓誌蓋の存在は明らかでなかったので、『文匯報』の記事には墓誌蓋につ

いての記述はない。

(3) 蘇州刺史就任の時期について、芳村弘道氏は、「韋應物の生涯」(『唐代の詩人と文献研究』中国芸文研究会、二〇〇七年六月所收)の中で、次のように述べておられる。

『唐會要』(卷五八・左右司郎中)によれば貞元五年(七

八九)正月に嚴況が左司郎中(定員一名)に就いている。

ゆえに韋應物の遷官は、前年の重陽賜宴以後の九月中旬から十二月の間にに行われたと考えてよい(傅璇琮氏が「七月以后」と考證するのは正確さを缺く)。

(4) 陶敏・王友勝校注『韋應物集校注』上海古籍出版社、一

九九八年、「附錄三」序跋。

(5) 赤井益久『韋應物伝記伝本放』(『国学院雑誌』第七十九

卷第十号、一九七八年)。

(6) 芳村弘道氏は、前掲注(3)著書において、次のように述べられている。

江州で韋應物は「春思」の七絶を賦し、「野花如雪繞江

城、坐見年芳憶帝京、闔闢曉開凝碧樹、曾陪鶯鶯聽流鶯

(野花 雪の如く江城を繞り、坐るに年芳を見て帝京を

憶ふ。闔闢曉に開く凝碧の樹、曾て鶯鶯に陪し流鶯を聽

く)と雪のよう舞う花を見て、郎署に出仕した昔を

しのんだが、貞元三年(七八七)、願いかなつて再び尚

書省にもどされた。

ここには、中央にもどることが「願い」であつたとは言われているが、それがどうしてかなつたのかは書かれていません。今回、墓誌の発見によって、それが少しあきらかになつた。

(7) 前掲注(3)芳村氏著書、および赤井益久『中唐詩壇の研究』(創文社、二〇〇四年)の第II部「韋應物と白居易」

第一章「韋應物と白居易」第六節「良吏としての自覚」に詳しい。

(8) 陶敏・王友勝校注『韋應物集校注』上海古籍出版社、一

九九八年、「附錄二」伝記資料。

(9) 沈作詰の説は、清の錢大昕『十駕齋養新錄』卷十二「韋應物」などによつて退けられている。傅璇琮氏は、沈作詰の提唱する説は、事実と合わないことから、沈説は「不能成立、这已经成为定论、不需再考」と言つてゐる。

(10) 韋應物の卒年について、傅璇琮氏の『唐代詩人叢考』韋應物繫年考証(中華書局、一九八〇年初版、二〇〇三年新版)

には、細かな考証を経た上で、「我们可以大致推測，韦应物大约貞元七、八年间(791-792)卒于苏州，此时已罢苏州刺史任，其年岁为五十五、六岁」と言つられており、これがほぼ定説となつてゐた。

(11)『新唐書』卷七十四上「宰相世系表四上」によれば、韋厚復は韋莊の直系の先祖にあたる。

(12) 陶敏・王友勝校注『韋應物集校注』(上海古籍出版社、一

九九八年)には、詩五百八十二首(「附錄一」集外詩文に收める二十一首を含む)、賦一首が収録されている。また、周紹良主編『唐代墓誌彙編』(上海古籍出版社、一九九二年十一月)に「大唐故東平郡鉅野縣令頓丘李府君墓誌銘并序」という韋應物の書いた墓誌が載録されている(『校注』附錄一集外詩文にも収録されている)。現在残つてゐる詩文は、妻

に当たる墓誌と疑わしいものも含めても、五百八十五篇であり、六百余篇には及ばない。